

## 山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会会計細則（案）

### （目的）

第1条 この細則は、山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会設置要綱第12条第2項の規定に基づき、協議会の会費及びその徴収の手続きを明確にすることを目的として定める。

### （会費）

第2条 協議会の一般会員の会費は、1口年額2万円とする。

2 協議会が契約するサーバー等を使用する自治体等から、負担金を徴収する。

### （会費の納入）

第3条 会費の納期は、毎年7月末日とする。ただし、新規の加入の場合は入会のときとする。

### （会費の請求）

第4条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって該当口数に相当する金額を明記した請求書を送付して行うものとする。

### 附則

この要綱は、平成25年12月16日より施行する。

※ 協議会の最初の会計年度についても、会費は1口年額2万円とする。